

通所リハビリテーション

(介護予防通所リハビリテーション)

利用約款 及び 重要事項説明書

社会福祉法人 浩照会

伏見桃山総合病院

(約款の目的)

第1条 社会福祉法人浩照会伏見桃山総合病院（以下「当院」という。）は、要介護状態および要支援状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅で、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者又は利用者に対する責任を負うもの（以下「代理人」という。）は、当院に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることをこの約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当院に提出したときから効力を有します。但し、代理人に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本約款、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について（別紙 1）及び社会福祉法人浩照会伏見桃山総合病院のご案内（別紙 2）、個人情報の利用目的（別紙 3）の改定が行なわれない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当院の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び代理人は、当院に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び代理人は、速やかに当院及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当院にお支払いいただきます。

(当院からの解除)

第4条 当院は、利用者及び代理人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除・終了することができます。

- ①利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ②利用者の居宅サービス計画で定められた利用時間数を超える場合
- ③利用者及び代理人が、本約款に定める利用料金を3か月分以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合
- ④利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当院での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合
- ⑤利用者又は代理人が、当院、当院の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができ

ない場合

(利用者負担)

第5条 利用者及び代理人は、連帯して、当院に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別添利用者負担説明書の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当院は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当院は、利用者及び代理人に対し、1か月毎まとめて前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月初めに送付し請求させていただきます。利用者及び代理人は連帯して、当院に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。なお、支払いの方法は原則当院の支払窓口に現金でお支払いいただきます。

3 当院は、利用者又は代理人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び保証人が指定する者に対し、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第6条 当院は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当院は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、代理人に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当院は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、病院管理者又は病院長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当院とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は代理人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行うこととします。

①サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等

②居宅介護支援事業所等との連携

③利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知

④利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等

⑤生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとなります。

(緊急時の対応)

第9条 当院は、利用者に対し、当院医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、当院、
或いは協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び保証人が指定する者に対し、速やかに連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当院は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 当院医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、当院或いは協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当院は利用者の家族と利用者又は保証人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び代理人は、当院の提供する介護保険サービスに対しての要望又は苦情等について、当院の苦情対応担当に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

当事業所以外に保険者である市町村の相談、苦情の窓口や京都府国民健康保険団体連合会の苦情処理窓口（下表）に苦情を伝えることができます。

京都市保健福祉センター健康福祉部健康長寿推進課	075-213-5871
京都市伏見区役所 保健福祉センター健康長寿推進課	075-611-1101
京都市伏見区役所深草支所（保健福祉センター健康長寿推進課）	075-642-3603
京都市伏見区役所醍醐支所（保健福祉センター健康長寿推進課）	075-571-6471
京都府国民健康保険団体連合会	075-354-9090

(賠償責任)

第12条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って、当院の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当院は、利用者に対して損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当院が損害を被った場合、利用者及び代理人は、連帯して、当院に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は代理人と当院が誠意をもって協議して定めることとします。

(虐待防止)

第14条 当院は虐待防止するために担当者を定め、対策を検討する委員会を設置し、指針を整備します。また職人に対する研修を実施する等、必要な処置を講じます。

- 2 当院はサービス提供中に、当院職員は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村、地域包

括支援センター等に通報を行います。

(業務継続計画の策定等)

第 15 条 感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための計画および非常時の体勢で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

2 職員に対し、業務計測計画について周知するとともに必要な研修および訓練を年に 1 回以上実施します。

3 定期的に業務計測計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

附 則 この約款は、令和 6 年 6 月 1 日より改訂施行します。

本重要事項説明書は「通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款兼重要事項説明書、同意書、利用者負担説明書」に添付して使用、保管するものとする。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者 事業者名 社会福祉法人 浩照会 伏見桃山総合病院

(事業者番号 2610907574)

住 所 京都市伏見区下油掛町 895

管理者名 吉 村 了 勇 ㊞

利用者 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ ㊞

<別紙 1>

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申し込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護（予防）サービス計画に基づき、当院をご利用いただき、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身の機能の維持回復を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関する医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら通所リハビリテーションの提供にあたる従事者の協議によって、通所リハビリテーション計画が作成されますが、その際、利用者・保証人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. サービス提供時間 月曜から金曜日まで（12月30日から1月3日までを除く）

10時00分から12時00分まで（送迎はありません）

13時00分から15時30分まで（送迎はありません）

4. 利用者負担

(1) 別添の利用者負担説明書をご参照ください。

尚、今後この利用者負担の内容を変更する場合は、変更の内容を説明し、都度同意を得ることとします。

(2) 支払い方法

- ・1か月まとめて毎月初めに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、当院の支払窓口で現金でお支払いください。

<別紙2>

社会福祉法人浩照会 伏見桃山総合病院のご案内

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 社会福祉法人浩照会 伏見桃山総合病院
- ・開設年月日 平成 27 年 4 月 1 日
- ・所在地 京都府京都市伏見区下油掛 8 9 5
- ・電話番号 075 - 621 - 1111
- ・ファックス番号 075 - 602 - 2855
- ・管理者名 吉村 了勇
- ・介護保険指定番号 (2610907574 号)

(2) 伏見桃山総合病院 通所リハビリテーションの目的と運営方針

(目的)

一、医療・介護を通じて人と地域に貢献する。

一、温かく心安らぐ施設づくりを目指す。

という、社会福祉法人浩照会の理念に基づき、ご利用者様の在宅生活が、生きがいの感じられるものになるように支援することを目的とします。

また、ご利用者様ごとに作成された計画に基づいた日常生活のお世話やリハビリテーションを通して、ご利用者様の心身機能の維持回復を図り、その能力を生かした、その方らしい日常生活を営むことができるよう支援します。

この目的に沿って、当院では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

(運営方針)

- ・医療・介護・在宅生活を一体的に切れ目なく提供すべく、居宅介護支援事業者や他の関係機関との連絡を密にとり、ご利用者様が地域の中で統合的サービスの提供を受けられるよう支援します。
- ・サービスの提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、安心・安全な生活に寄り添っていくためにも療養上の必要な事項について説明を行い、同意を得た上で実施します。
- ・ご利用者様ごとに個別プランを作成し、運動や物理・理学・作業療法を通じてのリハビリテーションを中心に、レクリエーション等の日常生活サービスを提供し、明るい家庭的な雰囲気を重視した運営を行います。

(3) 施設の職員体制

①病院

	常勤	非常勤		業務内容
医師	11名	50名		医療管理
看護職員	78名	37名		看護業務
薬剤師	3名	1名		薬剤管理
介護職員等	18名	4名		介護業務
社会福祉士等	5名	0名		相談業務
リハスタッフ	17名	0名		リハビリテーション
管理栄養士	4名	0名		栄養管理
事務職員	25名	0名		事務処理

②通所リハビリテーション

	常勤	非常勤		業務内容
リハスタッフ	3名			リハビリテーション
介護職員	1名			介護業務

(4) 許可病床数 199 床

(一般病棟 56床、地域包括ケア病棟 38床、障害者病棟 105床)

(5) 通所定員 10名 (2単位)

2. 非常災害対策

- ・防災設備 消火器、消火用水、屋内消火栓等の消火設備、非常口、非常階段、避難袋等の非難設備及び、非常ベル、自動火災報知機等の警報設備。
- ・防災訓練 消火・通報及び避難に関して各々年2回実施し、内1回は、夜間を想定したものとしします。

3. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

4. 要望及び苦情等の相談

当院には社会福祉士等（地域連携室）が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

（電話 075-621-1111） また、要望や苦情などは、苦情対応担当にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階受付カウンターに備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

5. その他

緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

緊急時及び入院を要する場合、やむを得ず、家族連絡が遅れる場合があります。

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

<別紙 3>

個人情報の利用目的 (平成 29 年 4 月 1 日現在)

社会福祉法人浩照会 伏見桃山総合病院では、ご利用者様からお預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【ご利用者様への介護（介護予防）サービスの提供に必要な利用目的】

[当院内での利用目的]

- ・ 当院が利用者等に提供する介護（介護予防）サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護（介護予防）サービスの利用者に係る当院の管理運営業務のうち
 - － 入退院等の管理
 - － 会計・経理
 - － 事故等の報告
 - － 当該利用者の介護（介護予防）・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・ 当院が利用者等に提供する介護（介護予防）サービスのうち
 - － 利用者に居宅（介護予防）サービスを提供する他の居宅（介護予防）サービス 事業者や地域包括支援センター、居宅介護（介護予防）支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - － 利用者の診療等に当たり、外部を含めた医師等の意見・助言を求める場合
 - － 検体検査業務の委託その他の業務委託
 - － 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - － 保険事務の委託
 - － 審査支払機関へのレセプトの提出
 - － 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・ 当院の管理運営業務のうち
 - － 医療・介護（予防）サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - － 当院において行われる学生の実習への協力・事例研究

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・ 当院の管理運営業務のうち
 - － 外部監査機関への情報提供

通所リハビリテーション利用同意書

社会福祉法人浩照会 伏見桃山総合病院内の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用するにあたり、社会福祉法人浩照会 伏見桃山総合病院通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用約款及び通所リハビリテーションについて（別紙 1）、社会福祉法人浩照会 伏見桃山総合病院のご案内（別紙 2）、個人情報の利用目的（別紙 3）を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

令和 年 月 日

<事業者> 事業者名 社会福祉法人 浩照会 伏見桃山総合病院
住 所 京都市伏見区下油掛町 895
管理者名 吉 村 了 勇 ⑩

<説明者> 氏 名 _____ ⑩

<利用者>

住 所 _____
氏 名 _____ ⑩

<代理人>

住 所 _____
氏 名 _____ ⑩

【本約款第 5 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

フリガナ	
氏 名	(続柄)
住 所	〒 -
電話番号	自 宅 () -
	携帯電話 () -
	職 場 () -

【本約款第 9 条 2 項の緊急時の連絡先】

フリガナ	
氏 名	(続柄)

住 所	〒	—
電話番号	自 宅	() —
	携 帯 電 話	() —
	職 場	() —

【利用者負担説明書】

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

サービス内容説明書

社会福祉法人 浩照会 伏見桃山総合病院（以下、当院といいます。）が、あなたに提供するサービスは、以下のとおりです。説明にあたり介護保険証を確認させていただきます。

1. 提供するサービス

当院での通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

*居宅介護支援事業者が作成する居宅サービス計画書（介護予防サービス計画書）に基づき、下記の通り提供します。

	曜日	時間帯
1	曜日	: ~ :
2	曜日	: ~ :
3	曜日	: ~ :

2. 利用料金

提供する通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーションサービスの利用料、その他の利用は以下のとおりです。

2-1 通所リハビリテーション

【通常規模型 通所リハビリテーション費 1時間以上 2時間未満】

要介護度	単位数	自己負担額（1回あたり）		
		1割負担	2割負担	3割負担
1	281	297円	593円	890円
2	310	327円	654円	981円
3	341	360円	720円	1080円
4	370	391円	781円	1171円
5	403	426円	851円	1276円

上表の単位数はサービス提供体制強化加算（Ⅲ）6単位と送迎減算94単位を含みます

その他、下記の加算の対象の方に別途ご説明いたします。

加算の種類		単位数	自 己 負 担 額		
			1割負担	2割負担	3割負担
リハビリマネージメント加算 A イ	サービス利用開始から6カ月以内	560 単位/月	591 円	1182 円	1773 円
	サービス利用開始から6カ月越	240 単位/月	254 円	507 円	760 円
退院時 共同指導加算 (1回に限り)		600 単位	633 円	1266 円	1899 円
リハビリマネージメント加算	医師が利用者などに説明し同意を得た場合	270 単位/月	285 円	570 円	855 円

2-2 介護予防通所リハビリテーション

介護度	単位数	自 己 負 担 額 (月 額)		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援 1	2292	2418 円	4836 円	7234 円
要支援 2	4276	4512 円	9023 円	13534 円

上表の単位数はサービス提供体制強化加算(Ⅲ)(要支援1は24単位、要支援2は48単位を含みます)

その他、下記の加算、減算の対象の方に別途ご説明いたします

加算・減算の種類	単位数	自 己 負 担 額		
		1割負担	2割負担	3割負担
退院時 共同指導加算	600 単位 (1回に限り)	633 円	1266 円	1899 円
利用を開始した日の属する月から起算して12月越えて	減算 (要支援1) 120 単位	127 円	254 円	380 円

介護予防通所 リハビリテー ションを行う 場合	減算 (要支援 2)	240 単位	254 円	507 円	760 円
----------------------------------	---------------	--------	-------	-------	-------

3.その他

別途、施設備品使用料として1回につき50円が自己負担となります。